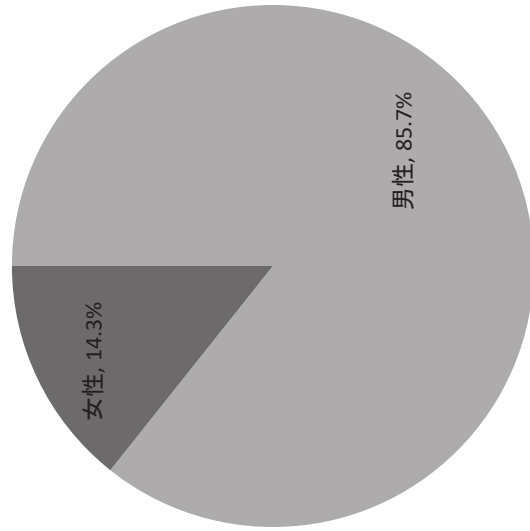


### III. 別添資料



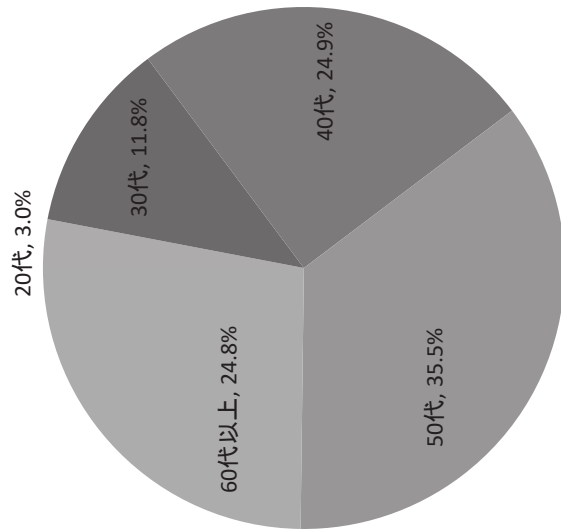
[GRAPH001]

【F1】 あなたの性別をお答えください。(お答えは1つ)  
(N=1000)



[GRAPH003]

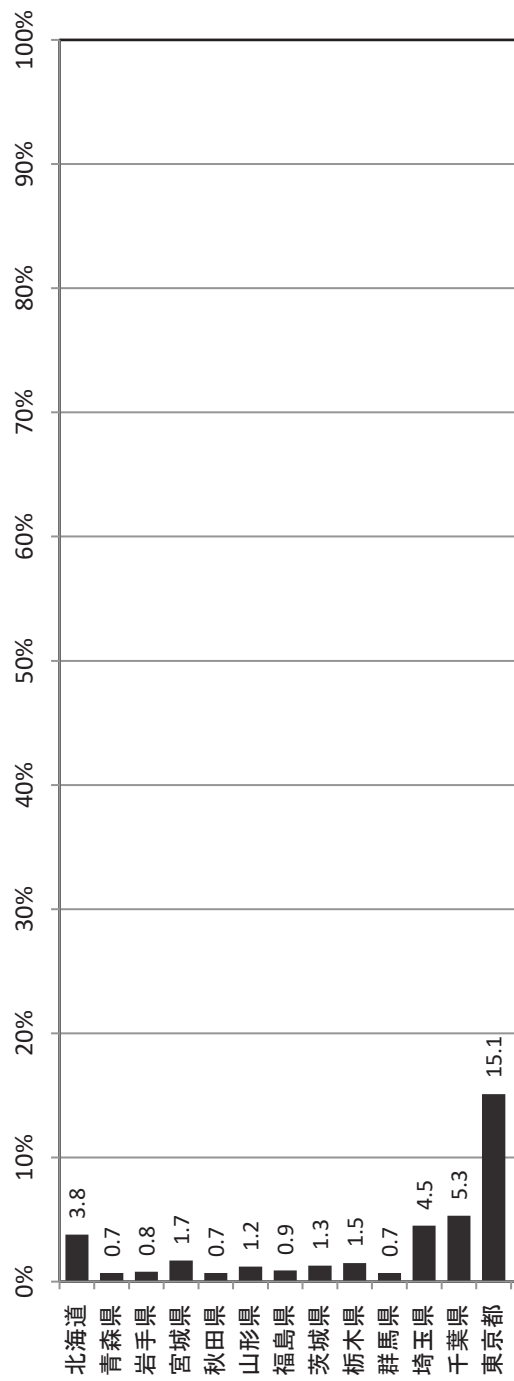
【AGE\_CATE】年代別  
(N=1000)

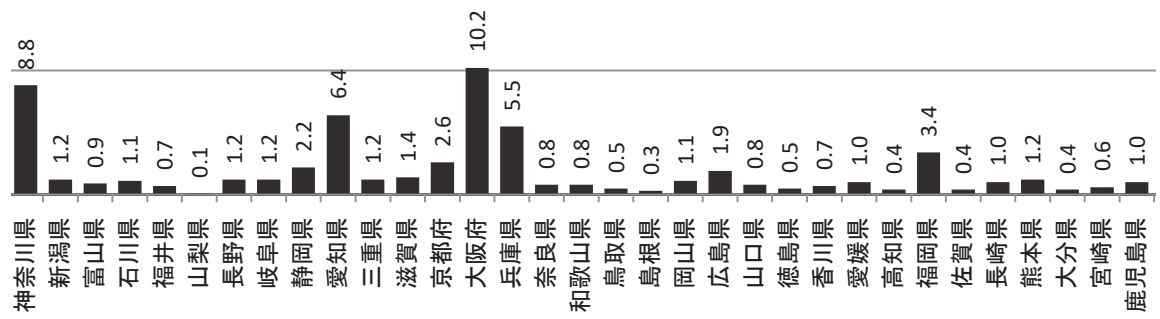


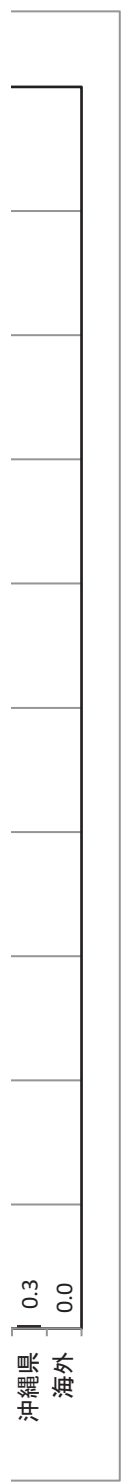
[GRAPH004]

【F3】あなたのお住まいの地域をお答えください。(お答えは1つ)

(N=1000)

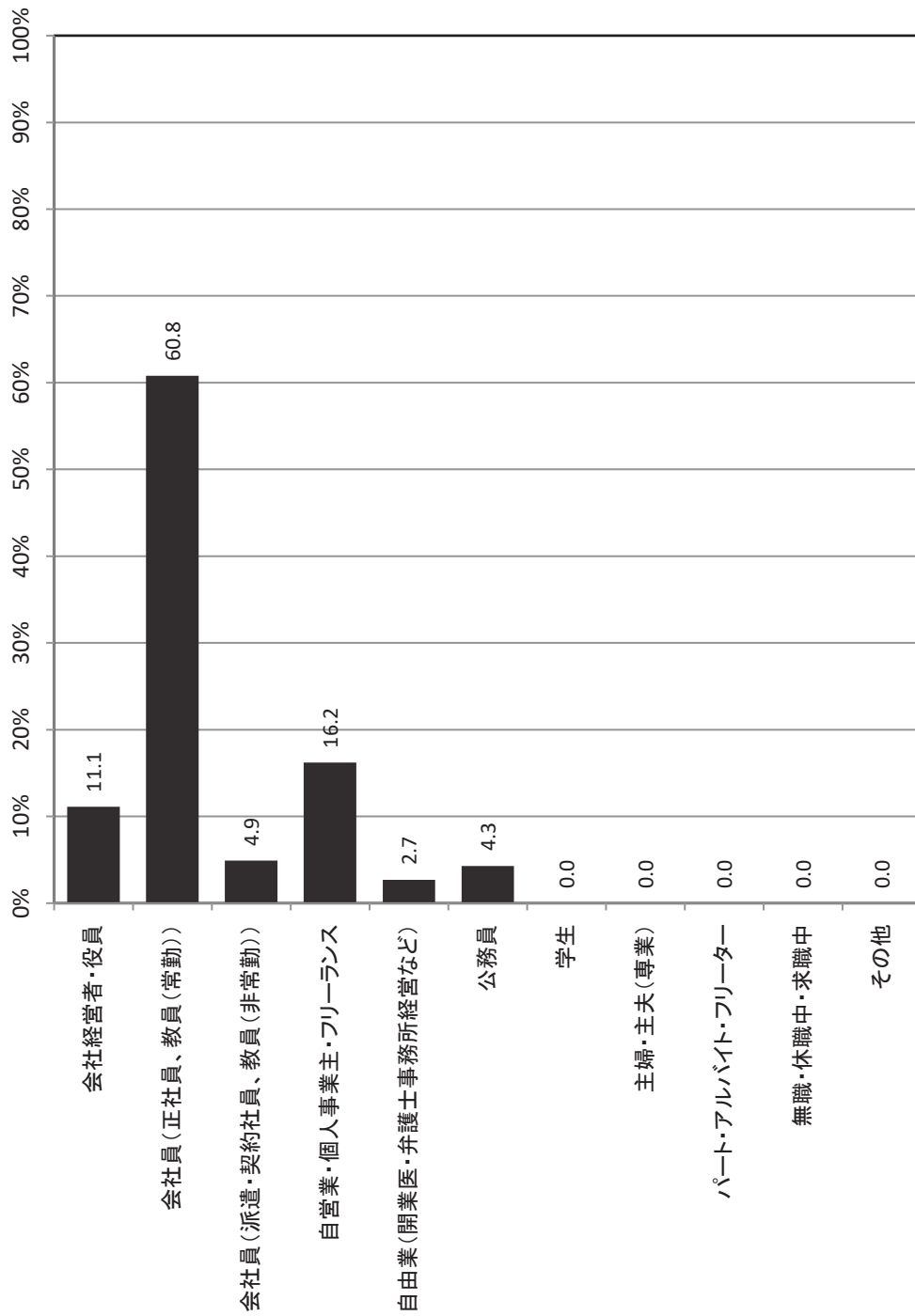






[GRAPH005]

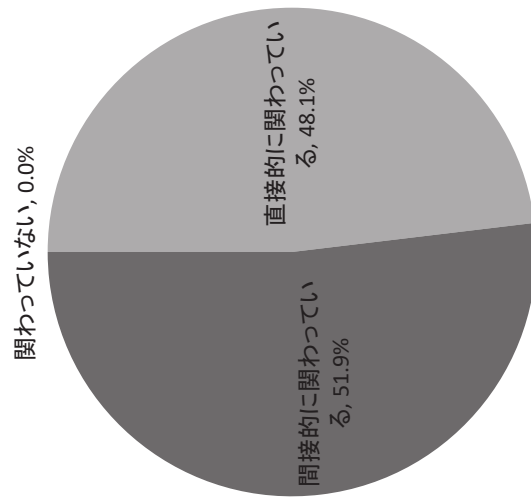
【SC1】 あなたの、職業をお答えください。(お答えは1つ)  
(N=1000)





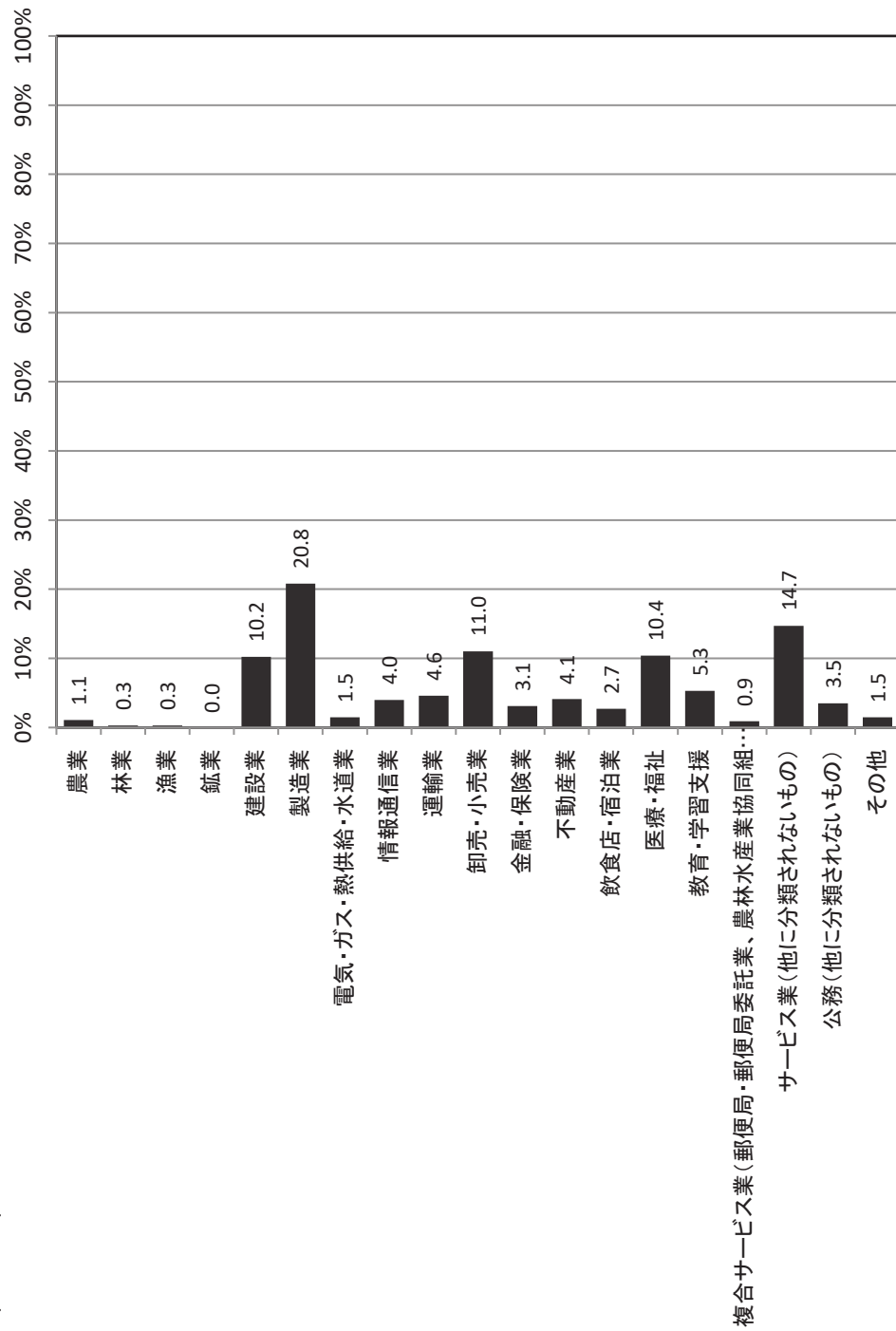
[GRAPH006]

【SC2】 あなたは、所属する企業（団体）の安全衛生に関係する業務に携わっていますか。（お答えは1つ）  
(N=1000)



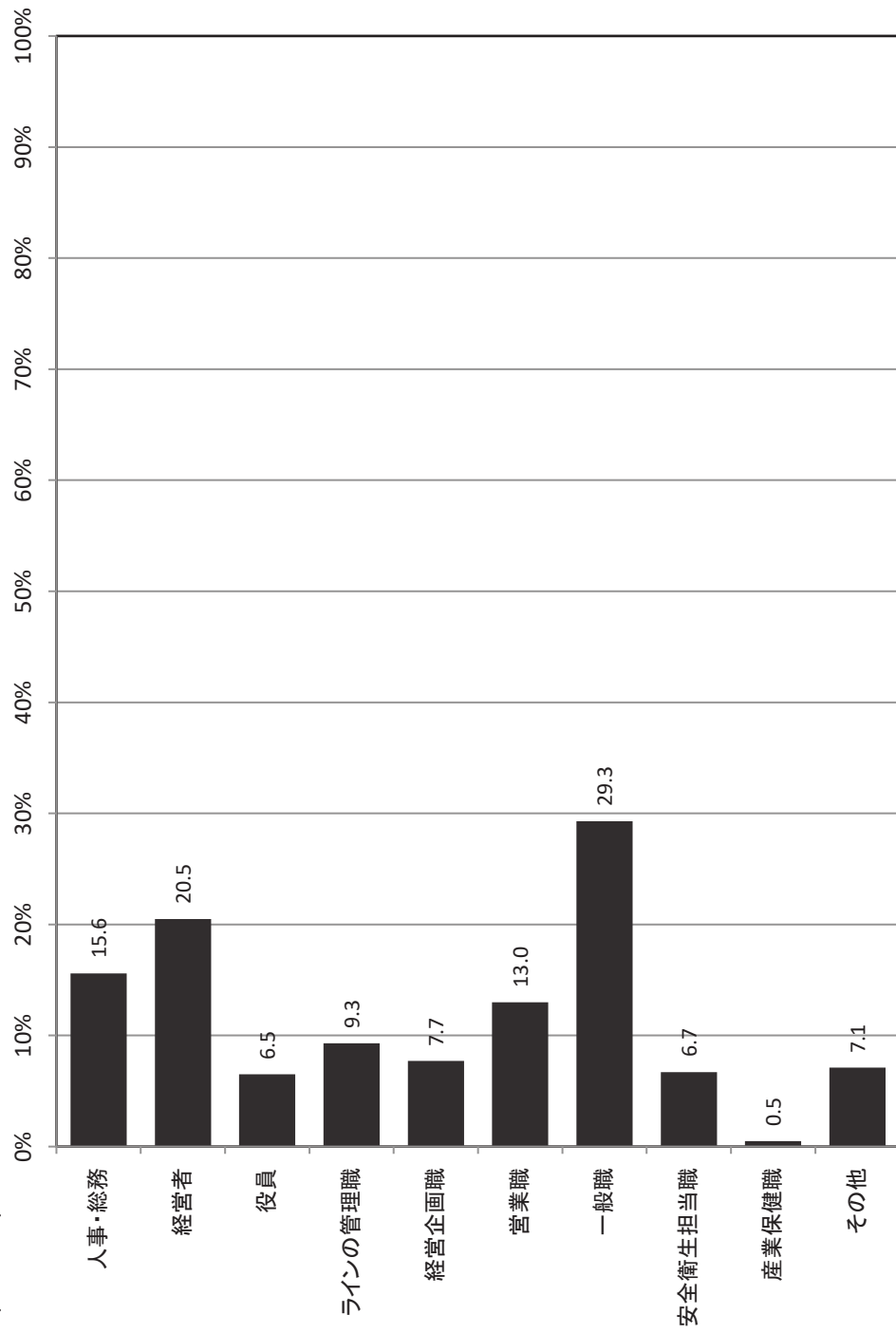
[GRAPH007]

【Q1】 あなたの、所属する企業(団体)の業種についてお答えください。(お答えは1つ)※該当する業種が複数ある方は、主に携わっているものをお答えください。  
(N=1000)



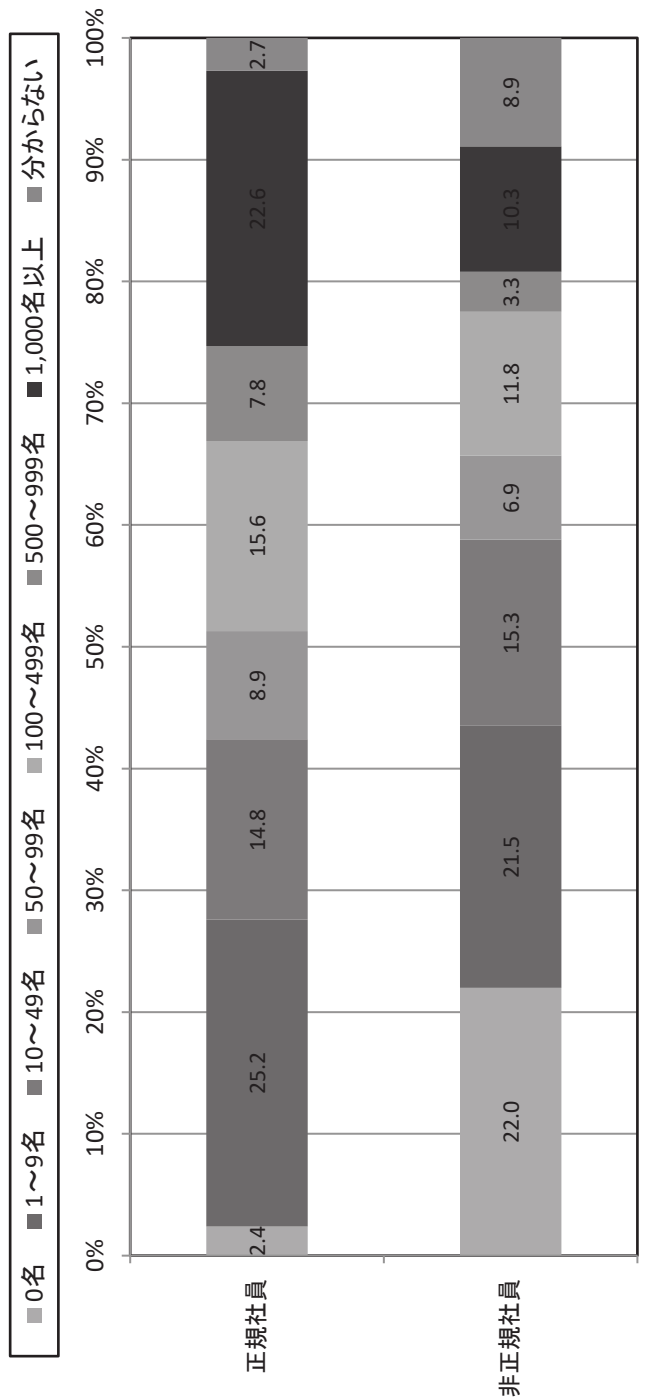
[GRAPH008]

【Q2】あなたが、所属する企業(団体)の中での所属についてお答えください。(お答えはいくつでも)  
(N=1000)



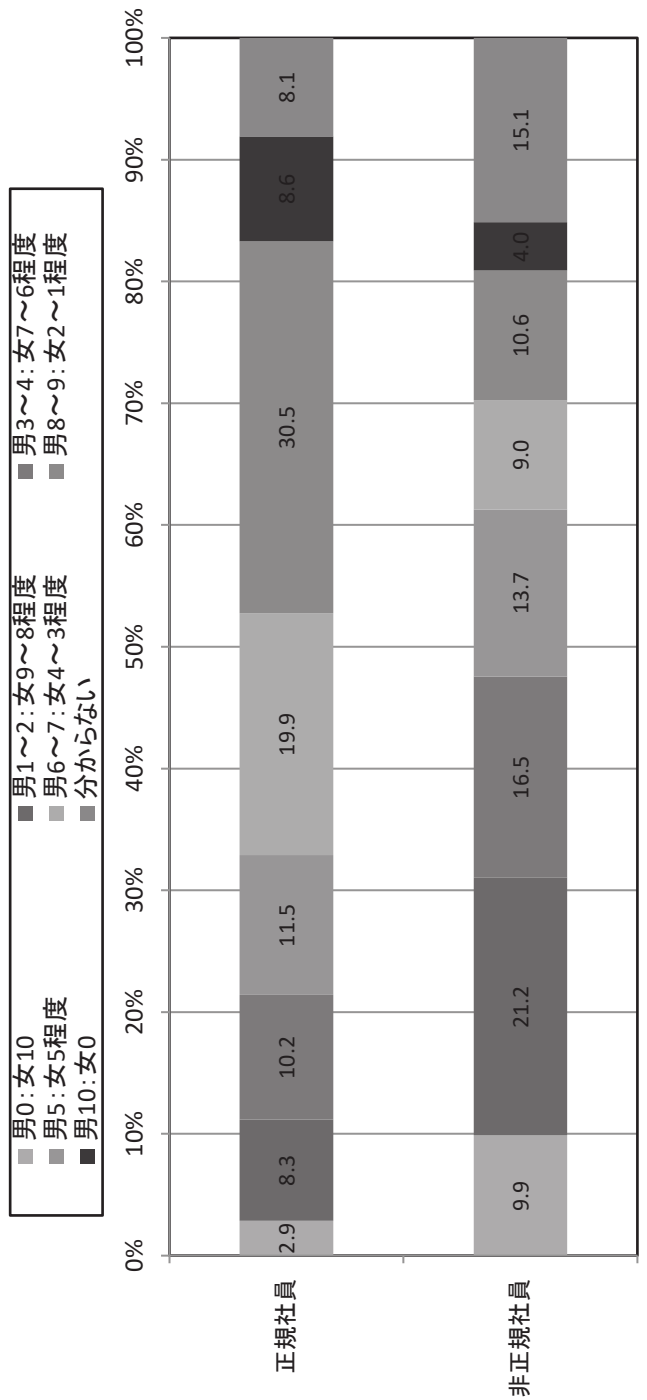
[GRAPH009]

【Q3】あなたの、所属する企業(団体)の、従業員数についてお答えください。(お答えはそれぞれ1つずつ)



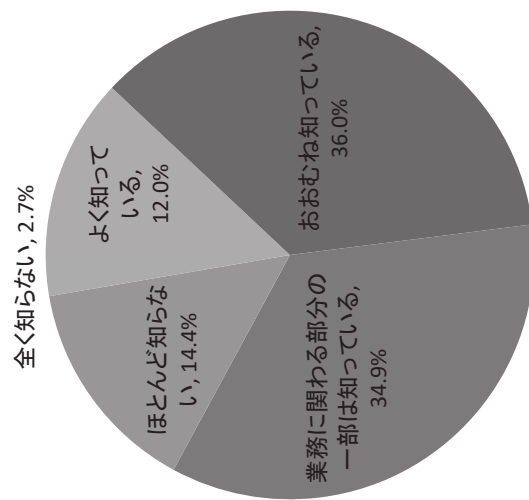
[GRAPH010]

【Q4】あなたの、所属する企業(団体)の、従業員の男女比についてお答えください。(お答えはそれぞれ1つずつ)

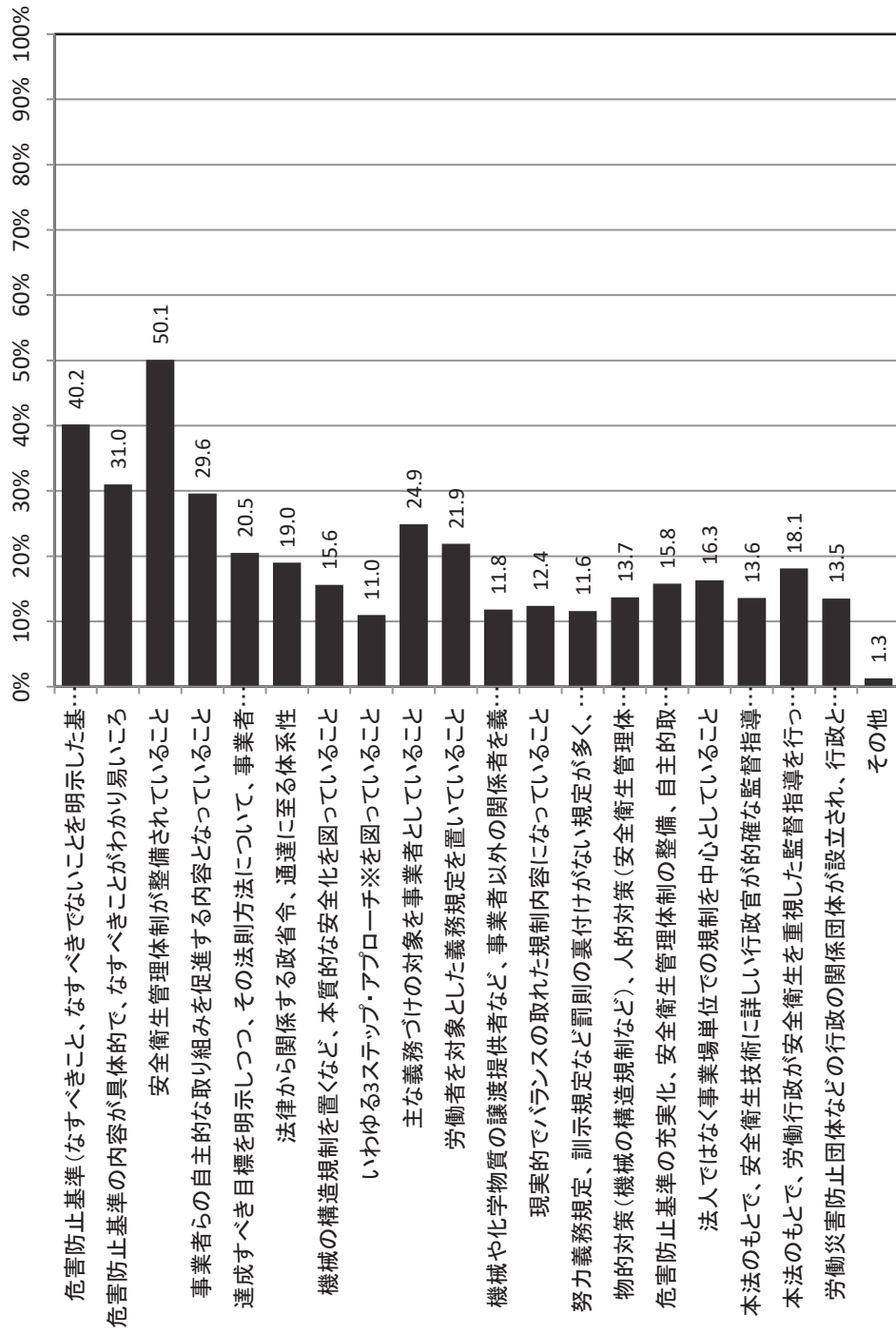


[GRAPH011]

【Q5】あなたは、安全衛生法(法令、ガイドラインなど)についてのどの程度知っていますか。(お答えは1つ)  
(N=1000)

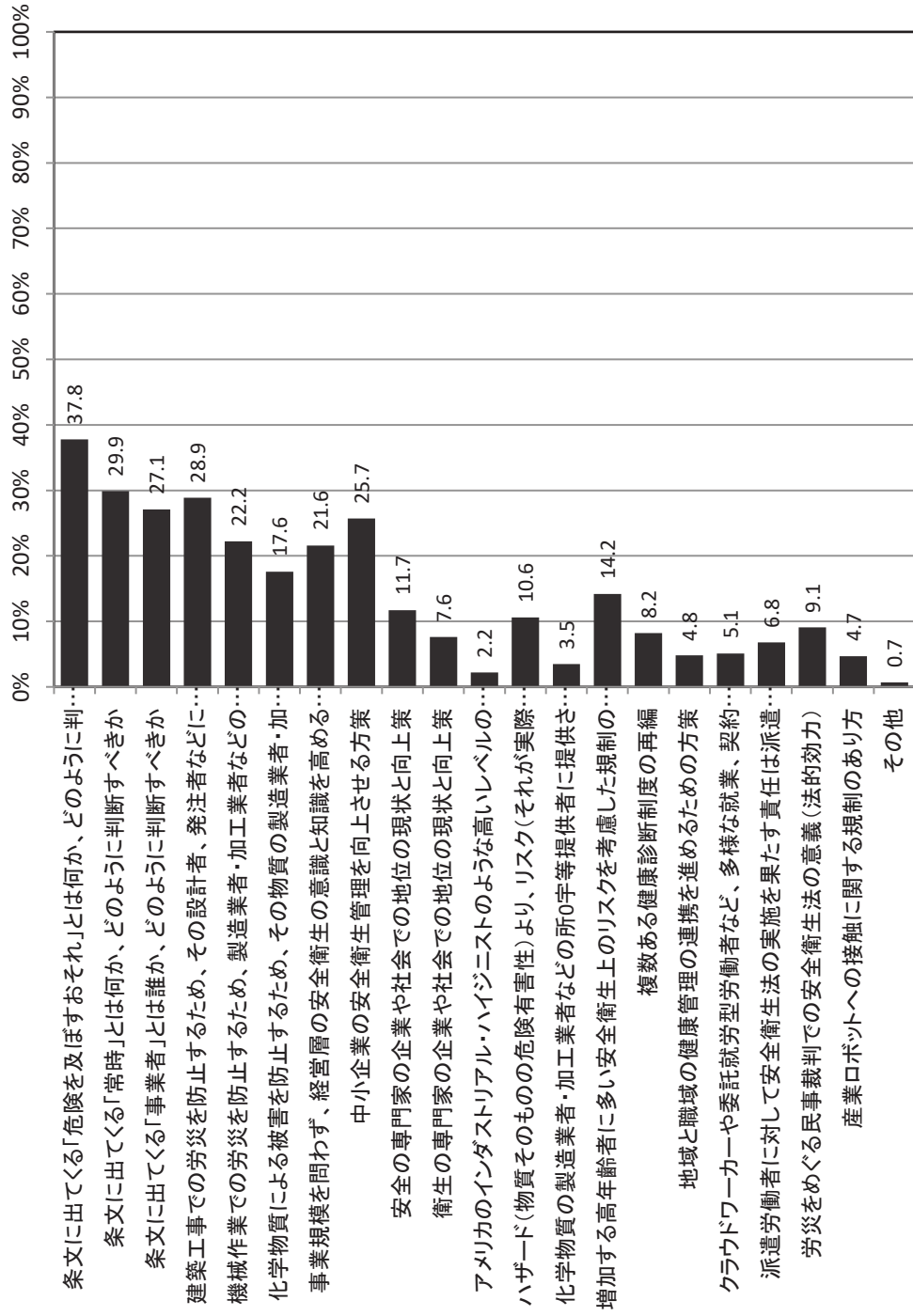


【Q6】現在の安全衛生法が1972年に成立してから、日本の労働災害は大きく減少しました。その理由として考えられる同法の長所をすべてお答えください。(お答えはいくつでも)(N=1000)



【Q7】現在の安全衛生法について、専門家が本格的に検討すべきと思われる課題を、次のうちから3つお答えください。(お答えは3つ)

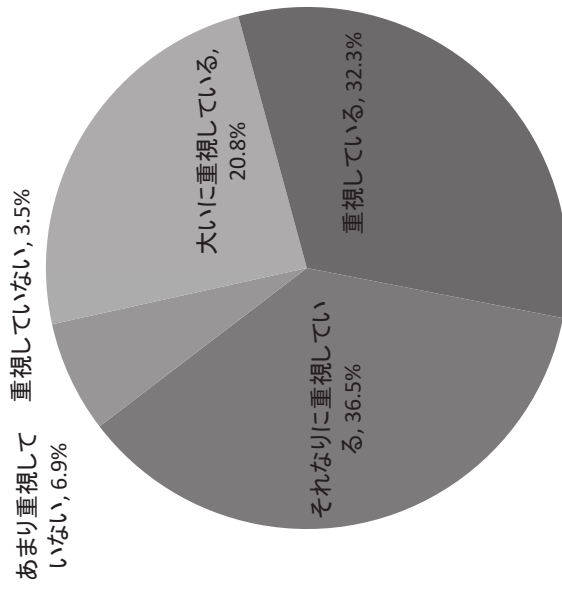
(N=1000)





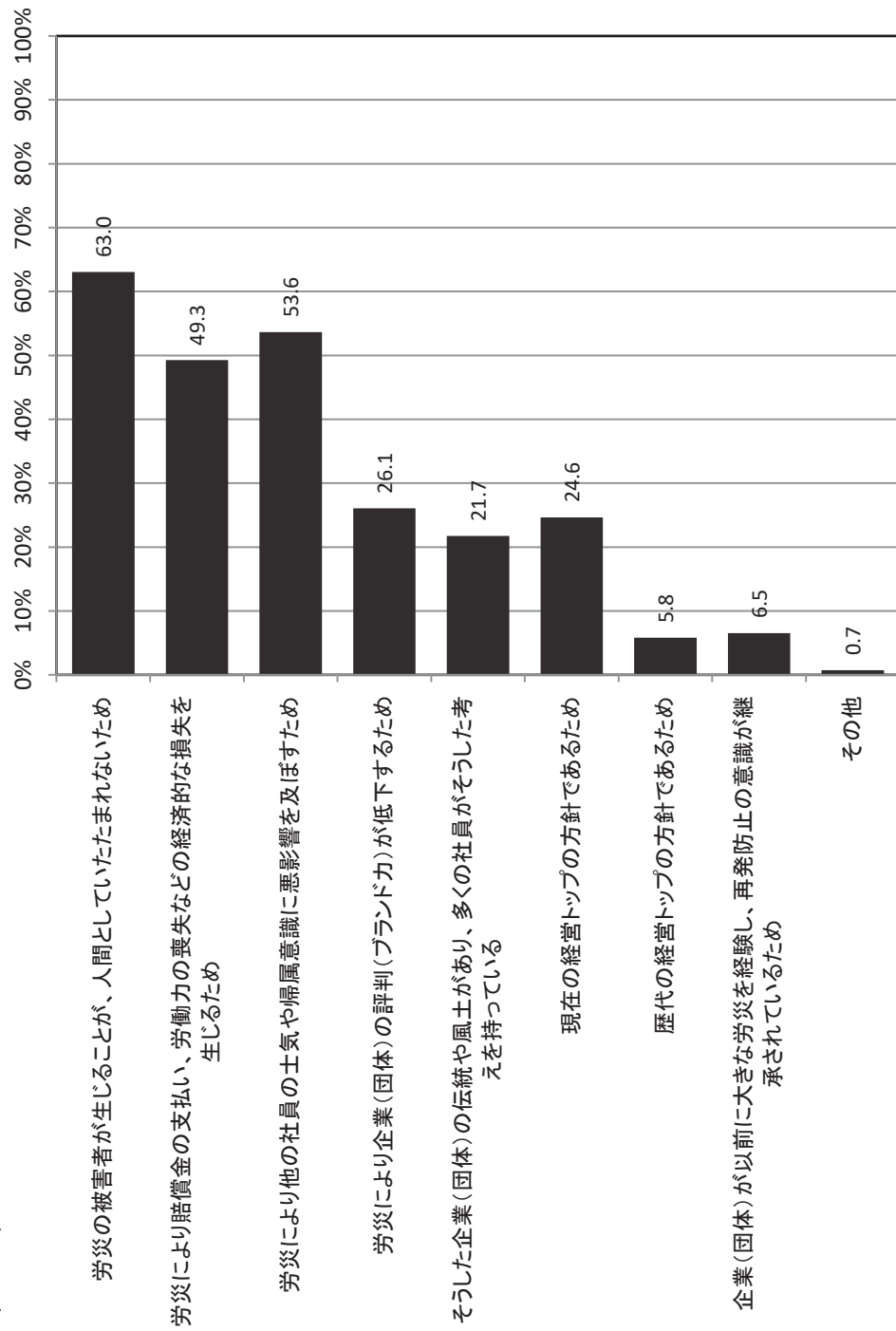
[GRAPH014]

【Q8】 経営上、安全衛生を重視していますか。(お答えは1つ)  
(N=260)



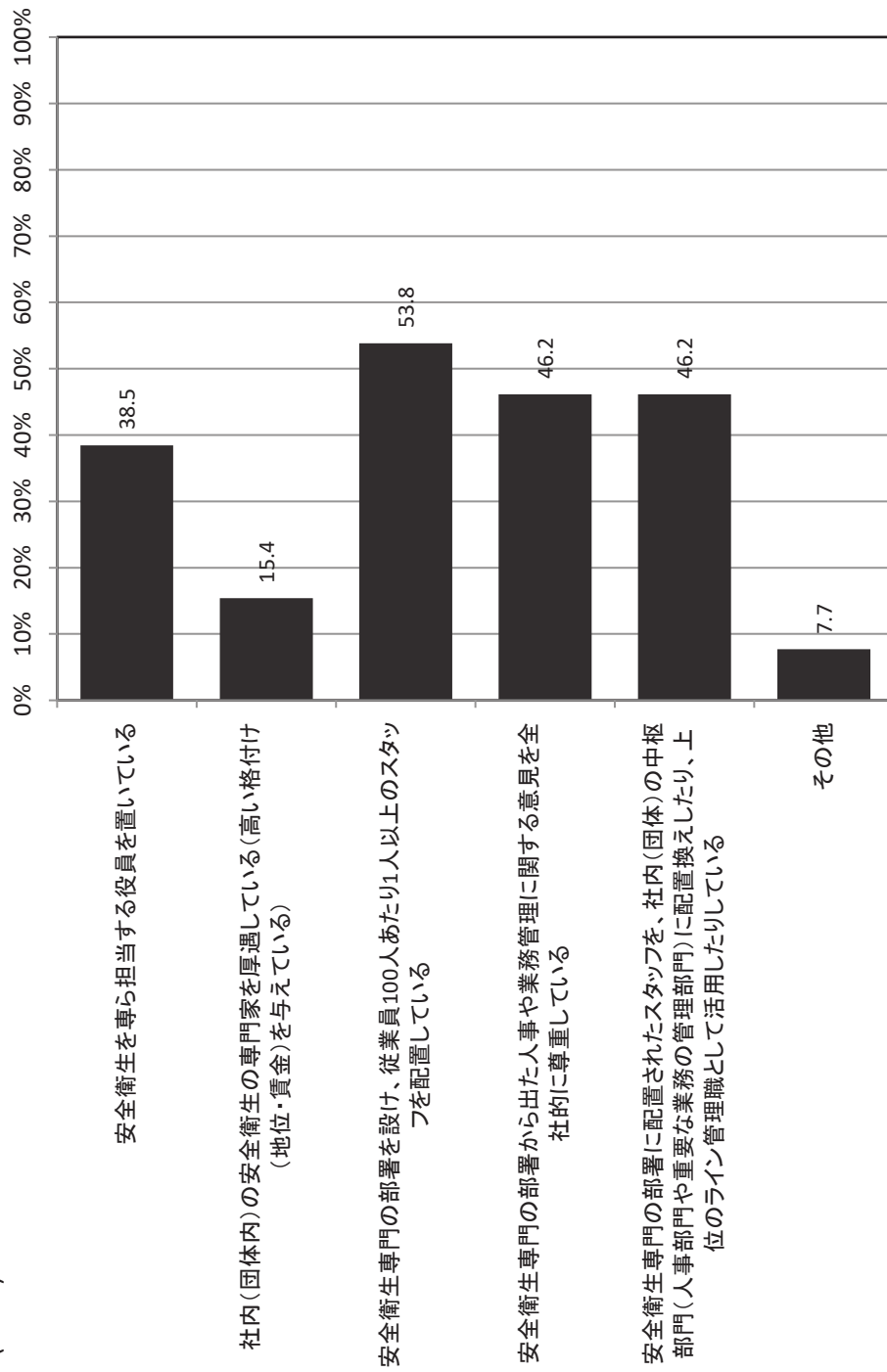
[GRAPH015]

【Q9】前問で、「大いに重視している、重視している」とお答えになった方にお伺いします。その理由としてあてはまるものを3つまでお答えください。(お答えは3つまで)  
(N=138)



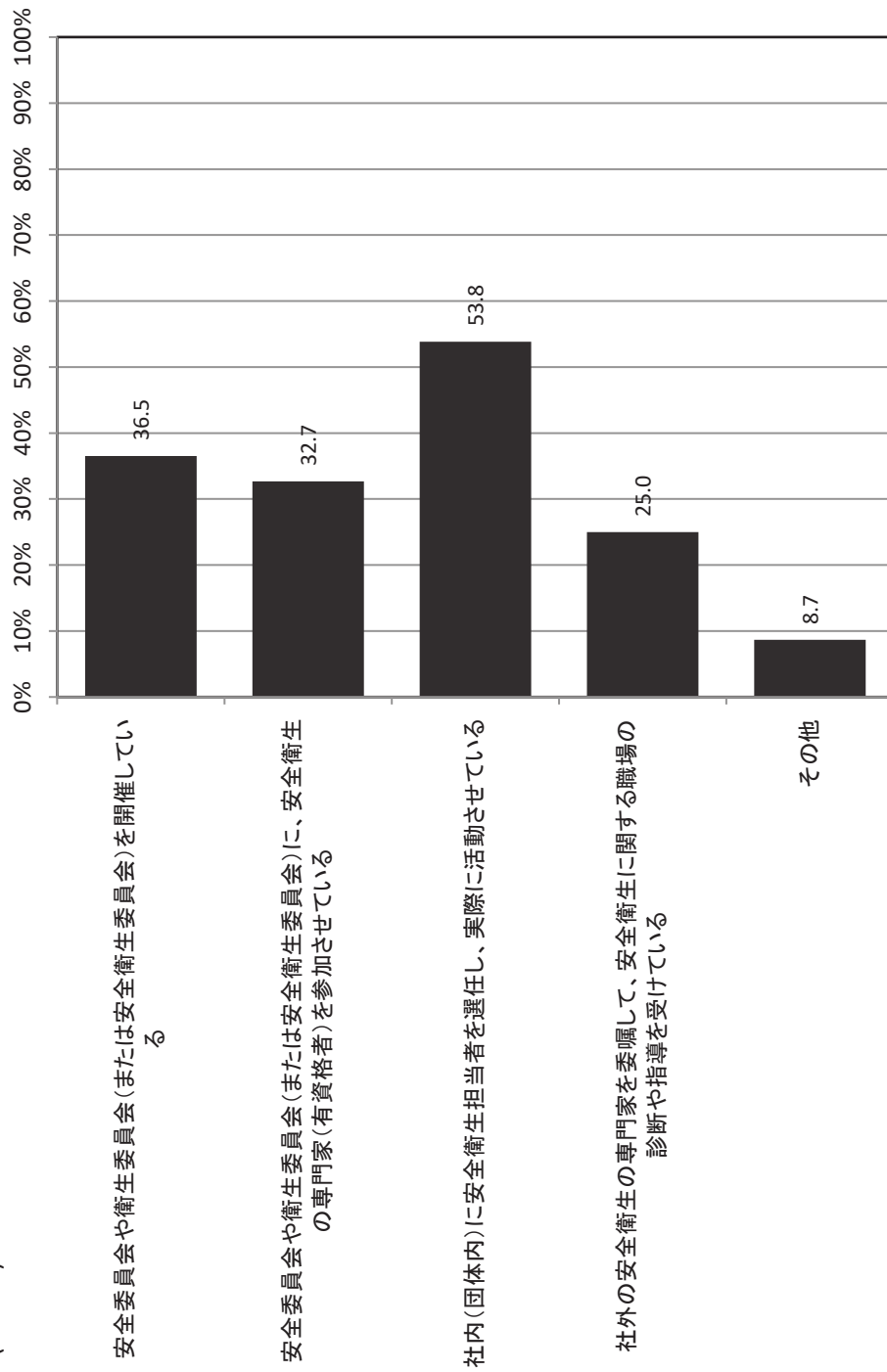
[GRAPH016]

【Q10】経営上、安全衛生について「大いに重視している、重視している」しており、所属先の従業員数が500人以上の方にお伺いいたします。具体的にどのような施策を講じていますか。あてはまるものを3つまでお答えください。(お答えは3つまで)  
(N=13)



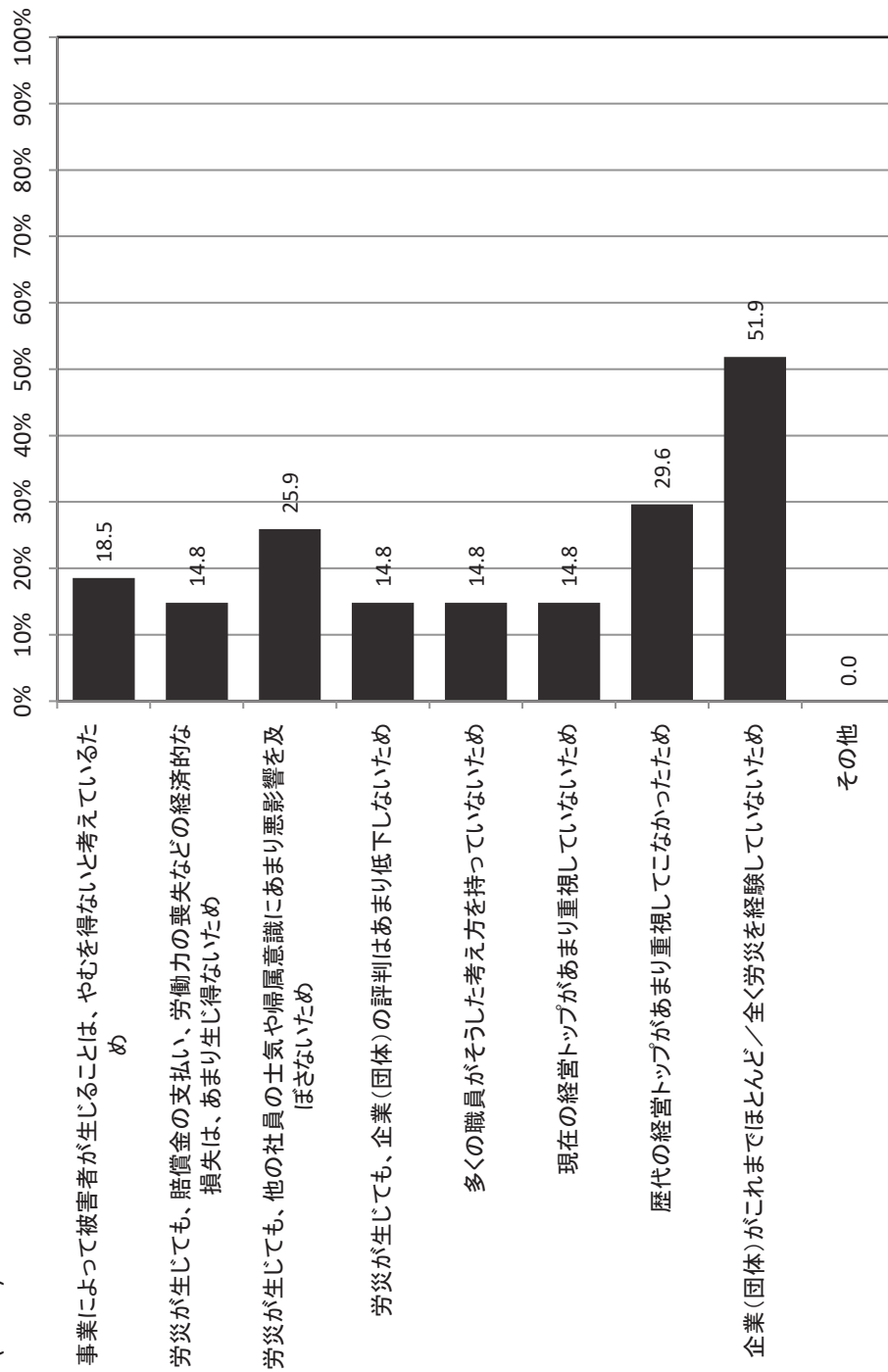
[GRAPH017]

【Q11】 経営上、安全衛生について「大いに重視している、重視している」しており、所属先の従業員数が100人未満の方にお伺いいたします。具体的にどのような施策を講じていますか。あてはまるものを3つまでお答えください。(お答えは3つまで)  
(N=104)



[GRAPH018]

【Q12】経営上、安全衛生について「あまり重視していない、重視していない」しており、所属先の従業員数が100人以上の方にお伺いいたします。その理由を3つまでお答えください。(お答えは3つまで)  
(N=27)







【表題2】06 現在の安全衛生法が1972年に成立してから、日本の労働災害は大きく減少しました。その理由として考えられる両法の長所をすべてお答えください。(お答えは1つまで)

【表題2】05 あなたは、安全衛生法(法令、ガイドラインなど)についてどの程度知っていますか。(お答えは1つ)		【表題2】06 現在の安全衛生法が1972年に成立してから、日本の労働災害は大きく減少しました。その理由として考えられる両法の長所をすべてお答えください。(お答えは1つまで)																			
全体		危険防止基準(なすべきこと)が明示した基準が網羅的に整備されている	危険防止基準の内容が具体的で、なすべきことがわかりやすい	安全衛生管理体制が整備されていること	事業者の自主的な取り組みを促す内容となっていること	達成すべき目標を明示し、その法制方法について、事業者の判断が含まれていること	法律から関係する法令、通達に至る体系的な安全化を図っていること	機械の構造規制など、本質的な安全化を図っていること	いわゆる3ステップ、アプローチ※を図っていること	主要な業務の対称性を確保していること	労働者を対象とした業務規定を設けていること	機械や化学物質の搬送提供など、事業者以外の関係者を義務づける規定を設けていること	現実的でバランスの取れた規制内容となっていること	労働義務規定、訓練規定など、事業者の裏付けがない規定が多く、最低基準以上の課題については誘導的な対策が講じられていること	物的対策(機械の構造規制など)と人的対策(安全衛生管理体制の整備、自主的取り組みの促進)が並行して行われていること	危険防止基準の充実、安全衛生管理体制の整備、自主的取り組みの促進が重視されていること	法人ではなく事業単位の規制を中心としていること	本法のもとで、安全衛生技術に詳しい行政的監督指導を行っていること	本法のもとで、安全衛生技術に詳しい行政的監督指導を行っていること	労働災害防止団体などの行政的監督指導を行っていること	その他
全体	1000	402	310	501	296	205	190	156	110	249	219	118	124	116	137	158	163	136	181	135	13
全体	1000	402	310	501	296	205	190	156	110	249	219	118	124	116	137	158	163	136	181	135	13
全体	120	80	59	67	56	43	41	34	29	40	37	29	30	31	28	30	28	29	38	38	0
全体	1000	66.7	49.2	55.8	46.7	35.8	34.2	28.3	24.2	33.3	30.8	24.2	25.0	25.8	23.3	25.0	23.3	24.2	30.7	27.5	-
全体	360	149	137	207	122	88	77	68	50	90	83	58	47	50	64	71	69	64	74	45	0
全体	1000	41.4	38.1	57.5	33.9	24.4	21.4	18.9	13.9	25.0	23.1	16.1	13.1	13.9	17.8	19.7	19.2	17.8	20.6	12.5	-
全体	349	109	84	170	87	56	48	39	21	90	76	25	32	30	33	43	50	31	48	29	3
全体	1000	31.2	24.1	42.7	24.9	16.0	13.8	11.2	6.0	25.8	21.8	7.2	8.6	9.5	12.3	14.3	8.9	13.8	8.3	0.9	-
全体	144	56	26	48	25	17	22	15	9	24	18	6	13	4	11	13	12	9	15	21	5
全体	1000	38.9	18.1	33.3	17.4	11.8	15.3	10.4	6.3	16.7	12.5	4.2	9.0	2.8	7.6	9.0	8.3	6.3	10.4	14.6	3.5
全体	27	8	4	9	6	1	2	0	1	5	5	0	2	1	1	1	4	3	6	7	5
全体	1000	29.6	14.8	33.3	22.2	3.7	7.4	-	3.7	18.5	18.5	-	7.4	3.7	3.7	3.7	14.8	11.1	22.2	25.9	18.5

【表題2】07 現在の安全衛生法について、専門家が本格的に検討すべきと思われる課題を、次のうちから3つお答えください。(お答えは3つ)

【表題2】05 あなたは、安全衛生法(法令、ガイドラインなど)についてどの程度知っていますか。(お答えは1つ)		【表題2】07 現在の安全衛生法について、専門家が本格的に検討すべきと思われる課題を、次のうちから3つお答えください。(お答えは3つ)																			
全体		条文に出てくる「危険」を及ぼすおそれとは何か、どのよう判断すべきか	条文に出てくる「業務」とは何か、どのよう判断すべきか	建築工事での労働を防止するための設計者、発注者などの法的義務を課すべきか、課すよう義務を課すべきか	機械作業での労働を防止するための製造業者、加工業者などの法的義務を課すべきか、課すよう義務を課すべきか	化学物質による被害を防止するための、その物質の製造業者、加工業者などの法的義務を課すべきか、課すよう義務を課すべきか	事業規模を問わず、経営層の安全衛生の意識を高めるための方策	中小企業の安全管理を向上させる方策	安全の専門家の企業や社会での地位向上策	衛生の専門家の企業や社会での地位向上策	アメリカのインダストリアル・ハイジエンスのような高いレベルの化学物質管理の専門家向けに国家資格を創設すべきか	ハードウェア(物質そのものの危険有害性)より、ソフトウェア(作業環境)に起因する危険を管理する方策	化学物質の製造業者、加工業者などの所0字毎に提供するべき情報(範囲と提供先)	増加する高齢労働者に対する安全衛生上のリスクを再考した規制のあり方	複数ある健康診断制度のあり方	地域と職場の健康の連携を進めるための方策	クラウドファンディングや委託型労働者など、多様な就業形態の労働者に対する安全衛生法の適用(法的効力)	派遣労働者に対する安全衛生法の適用(法的効力)	労働災害防止団体などの行政的監督指導を行っていること	産業ロボットの接触に関する規制のあり方	その他
全体	1000	378	299	271	289	222	176	216	257	117	76	22	106	35	142	82	48	51	68	91	47
全体	1000	37.8	29.9	27.1	28.9	22.2	17.6	21.6	25.7	11.7	7.6	2.2	10.6	3.5	14.2	8.2	4.8	5.1	6.8	9.1	4.7
全体	120	54	48	44	30	26	22	20	18	11	10	4	19	2	14	5	3	2	8	11	8
全体	1000	45.0	40.0	36.7	25.0	21.7	18.3	16.7	15.0	12.2	8.3	3.3	15.8	1.7	11.7	4.2	2.5	1.7	6.7	9.2	6.7
全体	360	134	107	91	114	97	67	81	91	50	31	8	33	11	37	26	23	17	16	29	16
全体	1000	37.2	29.7	25.3	31.7	26.9	18.6	22.5	25.3	13.9	8.6	2.2	9.2	3.1	10.3	7.2	6.4	4.7	4.4	8.1	4.4
全体	349	124	92	80	102	61	35	79	101	45	27	9	40	16	64	38	17	16	33	35	10
全体	1000	35.5	26.4	22.9	29.2	17.5	15.8	22.6	28.9	12.9	7.7	2.6	11.5	4.6	18.3	10.9	4.9	5.2	9.5	10.0	2.9
全体	144	57	49	47	36	29	26	27	39	10	7	1	13	6	23	10	5	12	10	12	11
全体	1000	39.6	34.0	32.6	25.0	20.1	18.1	18.8	27.1	6.9	4.9	0.7	9.0	4.2	16.0	6.9	3.5	8.3	6.9	8.3	7.6
全体	27	9	3	9	7	9	6	9	8	1	1	0	1	0	4	3	0	2	1	4	2
全体	1000	33.3	11.1	33.3	25.9	33.3	22.2	33.3	29.6	3.7	3.7	-	3.7	-	14.8	11.1	-	7.4	3.7	14.8	7.4